

自治会

加入促進マニュアル

地域みんなで助け合い安全で安心な
住みよいまちを創ります。



令和3年4月

岐阜県瑞穂市自治会連合会・瑞穂市

1. 自治会の必要性を再認識しよう

自治会とは・・・

自治会は、コミュニティ活動の基本的な組織です。

コミュニティ活動については、「瑞穂市まちづくり基本条例」に次のように謳われています。

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

つまり自治会は、「まちづくり基本条例」の目的とする、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進するための組織であり、同時に、市民が主権者として、まちづくりに参画するための組織です。

そして、第5条には、市民の権利と責任として、

「まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。」とあります。

市民の地域における活動の役割は、自治会に対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、問題を共有し、解決に向けて行動することです。

日常生活の中で、「おたがいさま」という気持ちと人と人との絆や信頼関係を築くコミュニティの単位が自治会なのです。

自治会の役割

自治会の活動は、地域の絆を深め、地域を安全・安心で住みよいまちにしていくために、地域の住民が自分たちが中心となり行う活動のことで、自治会はこのような役割を担っています。

- ① 自治機能
地域住民のニーズを汲み上げ、暮らしやすい地域社会を実現するために、地域課題を住民自身によって解決するための一番身近な基本的な地域のまとめりです。
- ② 親睦機能
お祭りや敬老会など、行事の開催や地域団体（子ども会や老人クラブなど）の育成に努め、地域住民同士の交流と親睦を深めます。
- ③ 安全・安心機能
災害に備えて自主防災組織を結成し、自主防災訓練を実施します。また、防犯活動、交通安全運動、迷惑駐車対策などに取り組み、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。
- ④ 生活環境保全機能
ゴミの分別収集やゴミ集積所の管理、地域の清掃など環境美化運動を行います。
- ⑤ 相互扶助機能
子どもから高齢の方まで、地域で安心して健やかに暮らせるよう、地域みんなで見守り、支え合う関係づくりに努めています。また、社会福祉協議会の「地域福祉事業」や「共同募金」「日本赤十字社社資」等に協力するなど、福祉活動を行います。
- ⑥ 情報伝達機能
市の発行する「広報みずほ」の配布、回覧板によるお知らせをします。
- ⑦ 生涯学習機能
趣味・健康などに関わる様々な学習機会を設ける活動をします。
- ⑧ 伝統・文化伝承機能
地域固有の伝統・文化を保護伝承する活動をします。

自治会加入のメリット

1. つながりが増える

地域の行事には、子どもから高齢者まで、幅広い世代の方が参加されます。地域の中で、世代を越えたつながりをつくることができます。活動を通して、絆を深められることから、「いざ」という時に支え合える関係につながっていきます。

2. さまざまな情報がわかる

回覧板や広報みずほなどから行事やイベント情報、暮らしに関わる重要な情報を定期的に入手できます。また、つながった地域の方から、地域のとおきの情報も聞くことができます。

3. より安全・安心な環境づくりが進む

自治会等では、自主防災組織を結成し、防災訓練を行ったり、子どもたちの登下校を見守るパトロールなどが行われています。核家族化、少子高齢化が進み、人と人のつながりが希薄化していく状況の中で、防災・福祉の活動は、安全・安心な地域をつくるのにとっても重要なことです。

4. 地域課題を解決できる

地域の困り事があれば、自治会で話し合っ、解決策のアイデアを出し合ったり、それでも解決の難しいことは、行政に相談することもできます。地域全体の課題とすることで、スムーズに対応できます。

災害時こそ自治会が大事です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの災害時において、多くの方が近隣の人々の協力によって救出されました。大震災になればなるほど、救急車や消防車は、すぐには動けません。より迅速な救助が必要な場合には、地域住民による自主的な活動が非常に重要です。災害発生時は、24時間以内の救出の生存率が高くなるのです。

自治会加入低下が及ぼす影響

自治会の活動は、「地域で人と人とのつながりをつくる」という大切な役割を果たしています。

誰もが安心して暮らせるぬくもりのある地域にするためには、全世帯が加入し、みんなで協力し合うことが望まれます。

◆自治会加入率が低下するとこんな状態に・・・

親睦・交流	行事などの運営が難しくなり、交流の機会が減少。人のつながりも希薄化します。
防犯・防災	地域を見守る目が減少し、空き巣被害などが増加します。災害時の安否確認・情報の伝達も難しくなります。
福祉	子どもや高齢者の顔の分かる関係がなく、見守り体制が不十分となります。助け合い意識も希薄化します。
環境	ゴミステーションの管理不足。美化活動の減少で、不衛生な環境になってしまいます。
文化	行事の衰退により地域の活力や魅力の低下が起こります。

2. 自治会の必要性を伝えて、自治会に加入してもらおう

自治会加入の呼びかけ

自治会長さんを中心に、班長など、自治会内の最小単位で分担して、「新しくおうちを建てられた」など、転入者の把握と加入促進に努めていただきますようお願いいたします。

●加入促進の心構え

加入促進活動について、自治会全体で共通理解を持つ事が大切です。

●自治会の意義やメリットを伝える

自治会の役割を再認識して、その必要性を知らせることが、自治会加入促進の第一歩です。まずは、自治会等の活動内容や加入のメリットを伝えながら、つながりをつくっていきましょう。

●日ごろのつながりを大切にする

声かけやあいさつなど、住民同士の日ごろのつながりが大切です。

●地域の特徴を踏まえて活動する

戸建て住宅、集合住宅、またそれらが混合している場所など、地域の状況はさまざまです。それぞれの区域にどのような活動が効果的か、特徴を踏まえて取り組みましょう。

●自治活動の見える化

未加入の世帯にも、自治会活動の内容を知らせることは、自治会活動を理解してもらう上で、大変重要です。そのために、イベントの案内や、写真等を多用した分かりやすい会報などを積極的に配布し、自治会活動が見える形で知らせるようにしましょう。

●高齢者世帯の加入も大切

高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯は体力面等の問題により自治会活動への参加が難しく、「加入できない」と言われる場合も少なくありません。このような人たちも、自治会でフォローし、加入してもらうことが大切です。

●小さな子どもさんの世帯の加入も大切

子どもさんが小学校へ入るのを機会に自治会加入を検討される方もみえますが、核家族世帯では、孤立した子育てに悩んでいる家庭も多いです。地域での日常の小さなつながりから、安心して子育てのできる環境づくりも始まります。まずは、自治会の行事などに誘ってみてください。

【市からも自治会加入のご案内をしています】

転入や転居の際には、市民課や市民窓口課で、自治会加入をお願いし、自治会長さんの連絡先等をお伝えし関係資料をお渡ししています。

呼びかけ時用意するもの

自治会総会資料（規約、事業計画、予算、役員名簿、会費の領収書もしくは預かり書等、自治会略図など）

自治会長、班長、隣人の方など2～3名で出かけましょう。



役員のなりすまし会費詐欺事案が発生しています。



入会金や自治会費についての説明が十分でなく、不審に思われ心配になり、市役所に相談される事案があります。自治会内では常識でも、他の地域から転入された方には通じません。特にお金の関係では、トラブルになるケースもありますので、規約等に基づいた十分な説明をお願いします。

自治会加入しやすい環境を整えます。

- ② 加入勧誘前から広報紙を配布します。
- ② 子どもさんがいる場合、児童生徒の見守りや子どもたちと顔なじみになり信頼関係を築きます。
- ③ 自治会や校区の行事やイベントに積極的に参加してもらいます。

アパート・マンション居住者の加入に向けて

- ① アパートオーナーの協力を得ます。
 - ・アパートが地域にあることから、アパートオーナー自身にも会員になってもらうのも一つです。会費は、居住者数に応じた金額や年間の定額とする場合があります。
 - ・アパートの管理人や班長さんを決めてもらい、自治会に入ってもらいます。
- ② 住宅管理業者の協力を得ます。
 - ・入居時に、自治会加入の説明を依頼する。
- ③ 会費の特例について考えます。最初から会費でなく、参加費という考え方もあります。
 - ・規約や内規に明記する必要があると思います。規約の変更には議決が必要になると考えます。

自治会加入の呼びかけ（問答集）

① 自治会に入らないといけないのですか。

自治会の加入は、強制はできません。しかし、自治会のみなさんの支え合いで、防災、防犯、ごみステーションの管理等、生活に密着した地域の課題に対応しているのが自治会です。少子高齢化が進み、個人では解決が難しい問題が起こる場合も想定されますし、災害時など非常事態を考えれば、ますます地域での助け合いが必要です。是非、加入していただくことをお勧めします。

② 自治会の地域は、どのように決められていますか。

大字・小字、町丁地区別、地区の特殊性、大きな道路などを境にするなど、区域の広さ、加入戸数など様々です。

③ そもそも自治会って何ですか。

たまたま同じ地域に住むことになった方が、お互いの親睦を図りながら、防災、防犯、環境美化活動、ゴミ集積所の管理など様々な活動を実施することで、自分達の地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意団体です。

④ 自治会と市役所の関係はどうなっていますか。

自治会は、地域住民の方が自主的に結成し、運営している団体です。地域住民の生活の向上のために、互い支え合い、つながりを深め、コミュニティの推進を図ります。これは「地域力」として、災害時などのいざという時に土台となります。

1つ1つの自治会が地域力を高めることが、明るく住みよいまち「瑞穂市」に繋がります。市役所は、自治会等のコミュニティ推進のための活動に対してサポートする立場です。

⑤ 税金を払っているのだから、市役所がやってもいいのではないか。

住民ニーズが多様化し、家庭や地域での新たな課題も多くなってきたことで、行政だけでは対応が難しくなっています。

また、阪神淡路大震災や東日本大震災のような大災害が起これば、行政の手が行き届かないことは目に見えています。

地域の住民が、我が事として地域課題に関わることこそ、きめ細かなまちづくりができ、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに築くことができる「地域共生社会」をつくることができると考えています。

⑥ 個人情報安全に管理されているのか

皆さんからいただいた個人情報は、自治会で定めたルールに基づき、取得した目的のみに利用し、自治会長と役員でしっかりと管理します。

自治会で、個人情報の取り扱いについて「個人情報取扱方法」（自治会個人情報保護マニュアル参照）として文書化しておくことも必要です。

⑦ 自治会費は、どのように使われますか。

自治会費は、1ヶ月（1年）〇〇〇円です。各年総会で事業の承認を得て使用しています。今年度の自治会の事業計画と予算及び事業報告と決算書を参考にしてください。清掃活動、美化活動、防災・防犯活動やお祭り、スポーツ大会などイベントの開催並びに各種団体への補助も出しています。

⑧ 自治会費を払いたくても払えない場合、自治会に入れないのですか。

A1 一度、役員会にかけて、後日回答します。

A2 減額等決まっている場合は、それを説明します。

（参考）収入が非常に少ないかたもみえます。会費は、最低限にし、参加費や寄付金で賄うことも検討してみてください。

⑨ 自治会費以外に収入はあるのですか。

市からの自治会活動振興交付金、事務取扱交付金、自主防災組織活動補助金などのほか、公民館貸し出し使用料やイベントの際の収入などがあります。

⑩ 自治会に加入していませんが、行事に参加することは出来ますか。

是非参加してください。行事に参加し、隣近所との交流を広げていただくことで、加入を検討していただきたいと思います。

⑪ 自治会活動でケガをした場合はどうなりますか。

自治会活動中のケガで、要件を満たせば、「瑞穂市自治会連合会傷害給付事業」により、見舞金などが給付されます。

⑫ 長く住まないのに、自治会に加入する必要はないですか。

自治会では、ゴミの集積所の管理や清掃活動など、自治会活動は、目に見えないところで皆さんの役にたっています。

短期間かもしれませんが、瑞穂市に住んでおられるので、是非、自治会への加入をお勧めします。

(参考) 会費については、自治会の規約や会則または内規などで決められていると思います。年額なのか、月額なのか、一部減額規定などがあるのか、会費について説明しましょう。

⑬ 帰りが遅く、留守しがちなので、役員にはなれませんが・・・

A1 恐縮ですが、皆さんお忙しいので役員は1年ごとの持ち回りにしています。

A2 休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。

A3 いずれ役員が回ってくるかも知れませんが、今のところは、お世話していただく方がたくさんみえます。会費を納入していただき、協力さえしていただければ結構ですので、自治会へ加入してください。

⑭ 住民票を前のまちから移してないのですが、加入できますか。

この地域に住んでおられる方なら大丈夫です。

(参考) 自治会の規約などの取り決めに従います。改正が必要な場合は改正しましょう。

年 月 日

新規転入された皆さんへ

〇〇自治会
会長 ○ ○ ○ ○

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、〇〇〇自治会にご転入されましたことに対し、〇〇〇自治会を代表しまして心から歓迎いたします。

私ども〇〇〇自治会は、現在、〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住み良い地域づくりにみんなで取り組んでいます。

つきましては、一日も早く地域になじんでいただき、隣近所との友好の輪を広げていただきたく、〇〇自治会の規約、今年度の事業計画書、予算書をお届けします。

なお、自治会費（年もしくは月〇〇円）は、転入の翌年・翌月からいただくことになっていきますので、念のため申し添えます。

記

- 1、あなたの所属する班は、 班です。
- 2、班長さんは、現在 さん（Tel ー ）です。
- 3、自治会の役員名簿 別紙のとおり

いろいろ不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して自治会役員にお申出ください。